

尾張旭市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務を実施するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に的確と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提案された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 委託業務名

尾張旭市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「尾張旭市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

4 見積限度額

6,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(1) 令和4年度：3,000,000円

(2) 令和5年度：3,000,000円

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は、失格とする。

※ 組成調査の調査自体に係る人件費（調査方法検討、調査結果分析業務を除く。）及び印刷製本費は除くものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 過去5年以内（平成29年度以降）において、本市又は他自治体において、本業務と類似した業務の元請として受託実績を有する者であること。

6 選定日程

選定日程は、次のとおりとする。

内容	日時
公募開始	令和4年5月23日（月）
質問受付期間	令和4年5月23日（月）から 令和4年5月30日（月）まで
質問回答期日	令和4年6月 2日（木）
参加表明書等提出期限	令和4年6月 7日（火）
企画提案書提出期限	令和4年6月17日（金）
審査結果通知	令和4年6月下旬 予定
事前協議	別途通知
契約締結	令和4年7月上旬 予定

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

※ 書面による審査のみを実施し、プレゼンテーション審査は実施しない。

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）

- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入し、市民生活部環境課に令和4年5月30日（月）までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和4年6月2日（木）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：原本1部

イ 事業実績（様式4）：原本1部

(2) 提出先

尾張旭市役所市民生活部環境課

(3) 提出方法

持参、郵送又はメール

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出期限

令和4年6月7日（火）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部
- イ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し5部
- ウ 参考見積書（様式任意）：原本1部
- エ 団体概要（様式3）：原本1部
- オ 業務実績（様式4）：写し5部
- カ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し5部
- キ 予定技術者調書（様式6）：原本1部、写し5部
- ク 次の各社会的価値の実現に資する取組等を行っている場合は、それを証する書類：写し各1部
 - (ア) 女性の活躍促進に関する取組（女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニー又は、えるぼし等）
 - (イ) ワーク・ライフ・バランスの推進（愛知県ファミリー・フレンドリー企業、くるみん等）
 - (ウ) 環境マネジメントシステムの導入（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ等）
 - (エ) 障がい者等雇用に関する取組（障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録）
 - (オ) 個人情報の適切な取扱いに関する取組（プライバシーマーク等）
- (2) 提出書類に関する留意事項
 - ア 企画提案書の様式規格はA4規格・縦（A3規格の折込可）とし、14ページ以内で文字サイズは11ポイント以上とし、団体名、ロゴ等参加者が特定できるような情報を表示しないこと。
また、以下の事項についての提案を必ず含めること。
 - (ア) 業務の基本的な考え方について
 - (イ) 業務プロセス及び支援体制について
 - (ウ) 各業務の支援内容及び提案内容
 - (エ) 独自提案
 - イ 見積書の金額は、経費ごとに金額の明細を記載し、消費税等を含んだ金額とすること。
- (3) 提出先
尾張旭市役所市民生活部環境課
- (4) 提出方法
持参又は郵送
※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
- (5) 提出期限
令和4年6月17日（金）午後5時まで（必着）
※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を環境課に提出（持参、郵送又はメール）すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12 審査方法

(1) 審査委員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

なお、配点は、基本的審査項目95点、社会的価値の実現に資する取組に係る審査項目5点の100点とする。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、選定した事業者及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。

13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が契約の締結を拒否した場合、前記12の審査における次順位の事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

14 その他

(1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しないものとする。

(4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

(5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。

(6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれのある情報など)を除き、公開の対象となる。

- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

15 連絡先

尾張旭市役所市民生活部環境課ごみ減量係（飯田）

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8135（直通）

0561-53-2111（代表） 内線363

F A X：0561-52-0831

電子メール：kankyou@city.owariasahi.lg.jp